

復代理人の選任 宅建 S63-02-1 《#647》

【問】 正誤をつけよ。

法定代理人は、本人の許可や特別の理由がなくても、自らの責任をもって、復代理人を選任することができる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 法定代理人による復代理人の選任 【★基礎必須】

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。（民法 105 条前段）

《ポイント2》 任意代理人による復代理人の選任 【★基礎必須】

委任による代理人（任意代理人）は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときになければ、復代理人を選任することができない。（民法 104 条）